② ①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせ落札者を決定する。

⑵ 総合評価の方法

① 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を64.5点とする。

② 「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑、㋒、㋓のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋔の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㋐ 技術提案［ＶＥ提案］の項目として「据付現場におけるゲート設備のステンレス材品質確保に係わる具体的な提案」

㋑ 工事全般の施工計画

㋒ 賃上げの実施に関する評価

㋓ ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価

㋔ 施工体制（施工体制評価点）

③ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は入札参加者の「標準点」と、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

④ ②㋐、㋑、㋒、㋓、㋔の評価項目について、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、一般的な施工機械により施工（詳細は入札説明書参照。）及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、さらに②㋐の技術提案［ＶＥ提案］、②㋑の工事全般の施工計画、②㋒の賃上げの実施に関する評価、②㋓のワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価ならびに②㋔の施工体制の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。なお、②㋐技術提案［ＶＥ提案］を行わない者は、②㋑㋒㋓㋔の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。

⑤ ②㋐の「据付現場におけるゲート設備のステンレス材品質確保に係わる具体的な提案」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

②㋒の「賃上げの実施に関する評価」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、賃上げの実施を表明し、評価基準を満たした企業等に対し、４点の加算点を与える。なお、賃上げの実施を表明しない場合、又は表明内容が評価基準を満たしていない場合は０点とする。

②㋓の「ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価」については、ワーク・ライフ・バランス関連の認定を受けていると申請し、評価基準を満たした企業等に対し、0.5点の加算点を与える。なお、認定を受けていると申請しない場合、又は申請内容が評価基準を満たしていない場合は０点とする。

⑶ ⑵②㋐、㋑、㋒、㋓の評価基準の詳細は入札説明書による。

⑷ ⑵②㋐「据付現場におけるゲート設備のステンレス材品質確保に係わる具体的な提案」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点減ずる。

⑸ ⑵②㋑で求めた、工事全般の施工計画については、履行状況から、受注者の責により入札時の評価項目の内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、５点を減ずる。

⑹ ⑵②㋒で求めた、賃上げの実施に関する評価については、受注者の事業年度等が終了した後、実施の確認を行った結果、実施を確認するための書類が提出されない場合、表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、関東地方整備局総務部契約課が通知する減点措置の開始の日から１年間に政府調達の総合評価落札方式による入札公告が行われる調達に参加する場合、本取組により加点する割合よりも大きな割合（関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）が調達する案件については１点大きな配点）の減点を行う。

４ 入札手続等

⑴ 担当部局　関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話048―601―3151㈹　内線2525

電子メール　ktr-denshi-baitai@mlit.go.jp

⑵ 入札説明書の交付期間及び方法　入札説明書を電子入札システムにより交付する。ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子メールにより電子データを交付するので、上記⑴に電子メールにて依頼を行うこと。交付期間は令和７年11月28日から令和８年３月10日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、９時00分から17時00分まで。ただし最終日は、９時00分から12時00分までとする。

⑶ 申請書及び資料の提出期間及び方法　令和７年11月28日から令和７年12月25日までの休日を除く毎日、９時00分から17時00分まで（最終日は15時00分まで）電子入札システムにより提出を行うこと。

⑷ 歩掛見積参考資料の交付期間及び方法　競争参加資格を有する者に対しては、歩掛見積参考資料を電子入札システムにより交付する。交付期間は令和８年１月29日から令和８年３月10日までの休日を除く毎日、９時00分から17時00分まで。ただし最終日は、９時00分から12時00分までとする。

⑸ 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　令和８年１月30日から令和８年３月10日まで

〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階

関東地方整備局総務部契約課契約第一係

電話048―601―3151㈹　郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑹ 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。入札の締め切りは、令和８年３月10日12時00分。

開札は、令和８年３月13日９時30分関東地方整備局総務部契約課にて行う。

なお、落札決定の日は開札の翌日（休日は除く。）を予定する。

５ その他

⑴ 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵ 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行埼玉新都心代理店（埼玉りそな銀行さいたま新都心支店）（令和８年２月２日以降は日本銀行浦和代理店（埼玉りそな銀行さいたま営業部））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　関東地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁　関東地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

② 契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行埼玉新都心代理店（埼玉りそな銀行さいたま新都心支店）（令和８年２月２日以降は日本銀行浦和代理店（埼玉りそな銀行さいたま営業部））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　関東地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　関東地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約の締結と同時に契約の保証を付すこと。

⑶ 入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。